

令和 7 年度竜門ダム周辺地域活性化基本方針策定業務委託

公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

この募集要項は、令和 7 年度竜門ダム周辺地域活性化基本方針策定業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- （１）委託番号：令 7 菊観委第 8 号
- （２）委 託 名：令和 7 年度竜門ダム周辺地域活性化基本方針策定業務
- （３）予定価格：5,346,000 円（消費税及び地方消費税含む）
（見積書比較価格 4,860,000 円）
- （４）業務内容：別添資料のとおり

3. 発注部署

〒861-1392 熊本県菊池市限府 888 番地
菊池市 経済部 観光振興課 観光振興係（担当：岩根・東濱）
TEL：0968-25-7223（直通） FAX：0968-25-1123
E-MAIL：kankou@city.kikuchi.lg.jp

4. 応募資格の要件

本プロポーザルへ応募を希望するもの（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（手続き開始後、資格の再認定を受けた者を除く。）
- （４）公告の日から二次審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がある者でないこと。
- （５）菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例（平成 22 年条例第 2 号）第 2 条第 4 号及び第 5 号に該当する者並びに第 6 号に該当する不当介入を行った者でないこと。
- （６）法人格を有すること。
- （７）本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。

(8) 令和7・8年度菊池市競争入札参加資格者名簿において、申請業種「土木コンサル（都市計画及び地方計画）」について資格を有し、九州内に本店、支店又は営業所で登載されている者。

(9) 過去3年間に本業務と同種または類似する業務の実績を有すること。

5. 選定委員会

技術提案書の特定は、令和7年度竜門ダム周辺地域活性化基本方針策定業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(1) 選定委員会の委員は、本市職員6名で構成する。

(2) 選定の審査は、書類審査による一次審査、及び一次審査で選定された者を対象に技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査の二段階方式で行う。

6. 全体スケジュール（予定）

	項目	期日、期間等
1	公告期間 及び関係書類の交付	公告開始日から令和7年8月18日(月)17時まで
2	質疑書受付及び回答	質疑受付 令和7年8月8日(金)17時まで 質疑回答 令和7年8月13日(水)までに市ホームページに掲載
3	「応募意思表明書」提出期限	令和7年8月18日(月)17時まで
4	一次審査	令和7年8月21日(木)
5	一次審査結果通知	令和7年8月21日(木) 予定
6	「技術提案書」提出期限	令和7年9月8日(月)17時まで
7	二次審査	令和7年9月17日(水) 予定
8	二次審査結果通知	令和7年9月24日(水) 予定
9	契約手続き	令和7年10月上旬予定

7. 最優秀者特定までの流れ

(1) 応募者は、本要項に基づき応募の意思を表明するものとする。

(2) 参加資格を得たもの（以下「参加資格者」という。）を対象に「技術提案書」の提出を求める。

(3) 応募者より提出された「応募意思表明書」「法人概要書」「業務実績表」により、一次審査を実施し、二次審査参加者を選定する。

(4) 参加資格者より提出された「技術提案書」により、二次審査を実施し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）を特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定する。

(5) 別紙「令和7年度竜門ダム周辺地域活性化基本方針策定業務仕様書」をすべて満たすことができる者と契約を行う。

8. 関係書類の交付

(1) 公告（交付）期間

公告開始日から令和7年8月18日(月)17時まで

(2) 交付方法

① 菊池市ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、事前に発注部署に確認のうえ、書面により交付することもできる。

② 書面による交付の場合の対応については、上記期間の土・日・祝日を除き、9時から17時までとする。

9. 本業務の質疑応答について

募集要項について質問がある場合は、随時回答を行う。

別紙「仕様書」についての質問については、下記により受付を行う。

(1) 質問の受付

① 質疑書（様式6）

② 提出期限 令和7年8月8日（金）17時まで

③ 提出場所 「3. 発注部署」記載のとおり。

④ 提出方法 FAX 又は電子メール

(2) 質疑に対する回答

提出された質疑に対する回答については、8月13日（水）までに質疑者に FAX 又は電子メールで回答の上、市ホームページに掲載する。

10. 応募意思表示及び技術提案書の提出

応募者は、「プロポーザル応募意思表示書在中」と表記した封筒に、次に該当する書類を同封し期限までに発注部署へ提出すること。なお、提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は書留郵便で期限内必着とする。

(1) プロポーザル応募意思表示書（様式1）

(2) 4の(9)に示す内容について会社の過去3年間の実績（様式5）。履行実績を確認できる資料（契約書、仕様書の写し等）を添付すること。

(3) 配置予定の技術者、業務体制、管理技術者及び配置予定技術者の資格、過去3年間の実績（様式8）

(4) 当該業務に関する秘密保守体制（様式9）

(5) 提出期限

令和7年8月18日（月）17時まで

(6) 提出方法

提出は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便で期限内必着とする。

(7) 提出部数

正本1部、副本6部

11. 一次審査の選定基準

選定委員会において、提出された法人概要及び業務実績表による書類審査を行い、多数の場合は採点基準①～③の項目の各選定委員の平均点数（小数点第2位以下四捨五入）で評価し、上位3事業者程度までを一次審査通過者として選定する。審査結果については「一次審査結果通知書」を、応募者すべてに電子メールにて通知する。

○採点基準

評価項目（配点）	評価の内容	関係様式
①会社の業務処理能力 （10点）	過去3年間に於いて同種又は類似業務の実績	様式5
②予定技術者の施行能力 （10点）	予定技術者の配置状況、配置予定技術者の資格・実績	様式8
③秘密保守体制（5点）	業務遂行に係わる秘密保守体制について	様式9

12. 技術提案書及び見積書の提出

参加資格者は、「プロポーザル技術提案書在中」と表記した封筒に、次に該当する書類を同封し期限までに発注部署へ提出すること。なお、提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は書留郵便で期限内必着とする。

（1）技術提案書（様式7）

技術提案書は、下記事項を記載した書類とする。正本のみ様式7を表紙として使用し、見積書及び見積内訳書を添付すること。なお、A4版、各頁に通し番号を記入し、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。様式は9～12号とする。また、技術提案書の頁数については、10頁以内とする。（表紙、見積書及び内訳書は10頁には含まない。）

① 技術提案内容 ※以下の項目を必ず記載すること

ア)業務の実施方針 次の内容を記載すること

- ・取組体制、チームの特徴
- ・過去の業務においてどのような手法で合意形成を図ったか
- ・地域に対し、どのような将来像を提案できるか
- ・独自の提案

イ)当該業務の工程表

なお、記載にあたっては文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認める。具体的な設計図、模型写真、透視図等を使用してはならない。

② 見積書（様式13）

積算根拠を示した内訳書を添付すること。

（2）提出期限

令和7年9月8日（月）17時必着

（3）提出方法

提出は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は、書留郵便で期限内必着とする。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

13. 二次審査

一次審査で選定された者は、「技術提案書」を基にプレゼンテーションを実施しヒアリングを受けるものとする。なお、プレゼンテーションでの技術提案書以外の資料提出は認めない。また、プロジェクタによる説明を行う場合については、技術提案書のデータ投影のみ許可をする。

(1) 実施日時

令和 7 年 9 月 17 日（水）予定

（※時間等の詳細については、一次審査結果通知にあわせて通知する）

(2) 実施場所

菊池市役所（※会議室等詳細については、別途通知する）

(3) 実施時間

1 者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分）

(4) プレゼンテーションの順番

技術提案書の提出順とする。時間と順番については、電子メールにて通知する。

(5) 人員

審査会場への入室者は 3 名以内とする。

(6) その他

ア) パソコン用プロジェクタ、スクリーンは市で準備する。パソコンについては、各提案者で準備すること。

(7) 結果の通知及び公表

「二次審査結果通知書」を、二次審査参加者すべてに電子メールにて通知する。また、最優秀者の商号、代表者名、得点等をホームページにて公表する。

14. 二次審査の選定基準

選定委員会において、提案内容についての評価、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会で設定した審査基準に基づいて評価し、最優秀者を特定する。

○採点基準

評価項目	評価の内容	関係様式	配点
①会社の業務処理能力	1 次審査の結果を反映	様式 5	10 点
②予定技術者の施行能力	1 次審査の結果を反映	様式 8	10 点
③秘密保守体制	1 次審査の結果を反映	様式 9	5 点
④技術提案書	提案内容の的確性（与条件との整合性が取れているか等）・実現性（提案内容が理論的に裏付けら	様式 7	70 点

	れており、説得力のある提案となっているか等）・独創性（専門的知見に基づく独創的な提案がされているか等）		
⑤当該業務に係わる経費	見積金額	様式 13	5 点

15. 参加者が 1 者のみの選定

参加者が 1 者のみの場合においても一次及び二次審査を行い、二次審査の点数が 65 点以上であった場合は、その参加者を最優秀者とする。

16. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、一次及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期限経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (4) その他、本募集要項に違反すると認められた場合
- (5) 委託料上限額を超えている場合

17. 契約

- (1) 市と最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき、又は契約の締結までに最優秀者が参加資格を失ったときは、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができる。

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 応募意思表明書の提出後であっても辞退を受け付けるものとする。
なお、辞退を申し出る場合は、参加辞退届（様式 14）を郵送又は持参により提出すること。
- (6) 審査は非公開とする。
- (7) 応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 本プロポーザルによる最優秀者との契約締結後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。